

野田市子ども医療費の助成に関する
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第25号

野田市子ども医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中 「500円」 を 「300円」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の野田市子ども医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の規定による通知、同条第2項の規定による受給券の交付及び第8条の規定による受給券の有効期間の更新等に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る助成について適用し、同日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。